

「KYOTO in TOKYO（仮）」企画運営業務 募集要項

1 業務の名称

「KYOTO in TOKYO（仮）」企画運営業務

2 業務内容

首都圏の集客が見込める会場で、京都の魅力を「知る」「見る」「食べる」ことができる取組を行うこと。

時 期：令和3年2月

期 間：2週間以上

会 場：首都圏で集客が見込める場所

3 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

4 契約金額の上限

32,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 参加資格

次の各号に掲げる事項をすべて満たしていること。

- (1) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加すること。
- (2) 京都市競争入札等取扱要項第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 「KYOTO in TOKYO（仮）」の実現に向けた調査・発信事業を実施するに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者（候補者を含む。）や政党などを推薦し、指示し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

6 提出書類

- (1) 参加表明書（様式1） 1部
- (2) 法人登記簿謄本 1部

(3) 直近の決算書 1部

(4) 会社案内パンフレット等 8部

(5) 企画提案書（様式2） 8部

仕様書の内容を十分理解したうえで、「KYOTO in TOKYO（仮）」企画運営業務委託者選定のための提案書評価要領（別紙2）」を参考に作成すること。

(6) 見積書（様式任意） 8部

提案された事業一切に係る積算根拠を明示すること。

なお、京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方は、(1)～(6)に加え、以下の書類を提出してください。

(7) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）

(8) 印鑑証明書

(9) 納税証明書（国税及び京都市税）

(10) 調査同意書（水道料金・下水道料金）（様式3）

(11) 使用印鑑届（様式4）

(12) 誓約書（様式5）

※(7), (8), (9)については、申請日前3月以内に発行のもの。

7 提出先

事前に電話連絡のうえ、14に記載する連絡先まで、直接持参または郵送すること。

8 提出期限

令和2年12月2日（水）午後5時まで

9 質問事項の受付

(1) 受付期間 令和2年11月25日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

質問票（任意様式。ただし、メール件名には「KYOTO in TOKYO（仮）」企画運営業務にかかる質問書」と明記）を下記のアドレス宛に送付してください。

メールアドレス：kigyoshien@city.kyoto.lg.jp

(3) 回答

質問及び回答については、参加表明書を御提出していただいたすべての方に連絡します。

10 受託事業者の選定方法

「KYOTO in TOKYO（仮）」業務委託者選定のための提案書評価要領（別紙2）に基づき、「KYOTO in TOKYO（仮）」企画運営業務受

託候補者選定委員会にて書類及びプレゼンテーションにて内容を評価します。

なお、プレゼンテーション審査は12月7日（月）の実施を予定しています。

プレゼンテーション審査の実施の順番（事務局にて厳正に抽選のうえ決定する。）を含めた日時や場所の詳細については、提案書提出期限後速やかに、すべての応募者に通知します。

プレゼンテーション審査への出席者は3名以内とします。

なお、応募者が1者であった場合は、評価結果が一定点数（平均60点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定します。

1.1 選定結果の通知

評価結果を踏まえて、受託候補者を決定します。選定結果については、全提案者に対して郵送で通知します（様式6、7）。選定結果についての異議申立は受け付けません。

1.2 選定後の流れ

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約します。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉します。契約内容は、別紙仕様書及び提案書の内容を踏襲するものとしますが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議において、内容を決定します。

1.3 注意事項

（1）失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合があります。なお、失格となった場合は、別途通知します。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

（2）その他

ア 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

イ 委託事業終了後も本事業に係る会計検査等の調査が行われる場合は、協力すること。

ウ 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

エ 物件確保などの状況により、委託業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期

間の変更を行う場合がある。

- オ 本プロポーザルの参加に伴う提案書作成等の経費については、応募者負担とする。また、提出された提案書類は、応募者に返却しない。
- カ 企画提案内容の実現に係る追加費用や別途費用は、全て受託候補者の負担で行うこととする。
- キ 受託者は、本業務の実施により知り得た情報を本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に漏洩してはならない。
- ク 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ケ 新型コロナウイルス感染症の影響により、必要があると認められるときは、委託業務内容の変更や中止等を行う可能性がある点、あらかじめ留意すること。
- コ 新型コロナウイルス感染症の影響により、委託契約途中で「KYOTO in TOKYO（仮）」が中止となった場合、それまでにかかった事業経費は、本市負担とする。

14 連絡先

京都市産業観光局地域企業支援策活用推進室（担当：細川、榮元）

所在地：604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話番号：075-222-3371

E-mail : kigyoshien@city.kyoto.lg.jp